

熊取町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、補助金交付規則（昭和51年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、熊取町自転車用ヘルメット購入費補助金の交付に関し、必要な事項を定めることにより、自転車乗車時の事故や転倒から頭部を守る自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けたマーク等が付された新品のものをいう（中古品又は転売品等を除く）。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、町長が認めるもの
- (2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護するもの、未成年者の親族で、社会通念上未成年者を保護する責任があるもの、成年後見人等をいう。
- (3) 使用者 補助金申請時に町内に在住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている個人でヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する使用者（未成年者及び成年被後見人を除く。）及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、未成年者及び成年被後見人が使用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

- (1) 令和5年1月1日以降にヘルメットを購入していること。
- (2) 暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、使用者のヘルメットの購入に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額とし、1人1個あたり2,000円を上限とする。

- 2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊取町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付のうえ、町長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類
 - (2) 第2条第1号アからカまでに掲げる認証等を受けたマークの確認ができるもの
 - (3) ヘルメット使用者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的機関が発行した証明書等の写し
 - (4) 振込先、口座等を確認できる書類の写し
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 規則第3条に定める補助金交付申請書、事業計画書及び収支計画書は、申請書をもって充てるものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、補助金交付指令書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。補助金を交付しないものと決定したときは、申請者に対し、その旨通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 申請書は、規則第7条に規定する実績報告書及び収支精算書とみなし、この場合において、申請書中「交付申請額（合計）」とあるのは、「精算額」と読み替えるものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、第6条に規定する補助金交付指令書を以て補助金の額を確定し、申請書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。この場合において、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(検査等)

第10条 町長は、申請者に対し、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

2 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、補助金の交付を受けた申請者に対して、ヘルメットの着用等に関し、調査することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。